設計等の業務に関する報告書

建築士法第23条の6の規定により、建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3ヶ月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出をしなければなりません。

1. 提出先

一般社団法人徳島県建築士事務所協会へ持参して下さい。

やむを得ず郵送にて書類を提出される場合は、簡易書留等の受取確認ができる方法のみ受付いたします。

正本1部提出

2. 提出書類

建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書(第一面)

建築士事務所の業務の実績(第二面)

所属建築士名簿 (第三面)

所属建築士の業務の実績(第四面)

管理建築士による意見の概要(第五面)

3. 提出期限

毎事業年度経過後3ヶ月以内

※業務実績のない年度も実績なしとして報告が必要です。

建築士法第41条第1項10に「第二十三条の六の規定に違反して、設計等の業務に関する報告書を提出せず、又は虚偽の記載をして設計等の業務に関する報告書を提出した者は、三十万円以下の罰金に処する」と罰則が定められております。また、行政処分として懲戒の対象となる場合があることを申し添えます。

◆問い合わせ先

〒770-0874 徳島市幸町3丁目55番地 自治会館2階

一般社団法人徳島県建築士事務所協会

電話 088-652-5862 FAX 088-653-5201